

審査基準

平成6年10月1日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第8条第2項
処分の概要： 通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官）
法令の定め： 道路交通法施行令第6条（通行禁止されている道路における 通行許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式 等） 石川県道路交通法施行細則第5条の2（通行禁止道路にお ける通行許可） 石川県道路交通法施行細則第5条の4（標章の様式）
審査基準： 別紙参照
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課（高速 自動車国道にあつては高速道路交通警察隊）の窓口に提出して 下さい。
問い合わせ先： 別紙のとおり各警察署交通課（係） 又は高速道路交通警察隊
備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
 - (3) 許可されたものの通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 石川県道路交通法施行細則（昭和35年12月14日石川県公安委員会規則第12号）第5条の2に掲げる次の事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
 - (1) 貨物の集配のために使用する場合で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合
 - (2) 日常生活に欠くことができない物品等を運搬するため使用する場合で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合
「日常生活に欠くことができない物品等」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。
 - (3) 冠婚葬祭等社会の慣習上使用する場合で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合
「社会の慣習」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているものをいう。
 - (4) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合
「業務上の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。

また、1～3について、「やむを得ないと認められる場合」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。

別紙

県内警察署所在地一覧表

名称	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076) 262 - 1171
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町2丁目15番1号	(076) 253 - 0110
金沢西警察署	交通課	金沢市金石本町イ1番地の1	(076) 267 - 1241
大聖寺警察署	交通課	加賀市大聖寺東町1丁目1番	(0761) 72 - 0670
小松警察署	交通課	小松市上小松町乙163番地の1	(0761) 22 - 5231
寺井警察署	交通課	能美郡寺井町字寺井リ44番地	(0761) 57 - 1137
松任警察署	交通課	松任市八ツ矢町617番地	(076) 275 - 1142
鶴来警察署	交通課	石川郡鶴来町月橋町644番地	(07619) 2 - 1161
津幡警察署	交通課	河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3	(076) 288 - 3111
羽咋警察署	交通課	羽咋市旭町ユ20番地	(0767) 22 - 1122
七尾警察署	交通課	七尾市藤橋町亥部45番地の1	(0767) 53 - 4141
穴水警察署	交通課	鳳至郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768) 52 - 1167
輪島警察署	交通課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768) 22 - 0110
能都警察署	交通課	鳳至郡能都町字宇出津ウ字76番地	(0768) 62 - 1334
珠洲警察署	交通課	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	(0768) 82 - 0110

関係所属所在地一覧表

所属名	所在地	電話番号
高速道路交通警察隊	金沢市神野町東170番地	(076) 262 - 1161